

横手市附属機関の設置及び運営等に関する指針

令和 7 年 3 月

横手市

1. 趣旨

この指針は、行政運営の透明性、公平性及び効率性を高めるとともに、市民の市政参加の推進を図るため、本市の附属機関の設置及び適正な運営等について、必要な事項を定めるものです。

2. 定義

この指針において「附属機関」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより本市が設置するものをいい、次のすべてに該当する機関とします。

- (1) 執行機関から諮問を受け、調停、審査、審議又は調査等を行うもの
- (2) 合議制を採用し、委員会としての一定の評価や方向性等を示すもの
- (3) 外部委員のみで構成するもの（法令等に定めがある場合を除く）

3. 附属機関の設置等

附属機関を新たに設置しようとする場合は、次に掲げる事項に留意し、設置するものとします。

- (1) 既存の附属機関の設置目的や所掌事務が重複し、又は類似していないこと
- (2) パブリックコメント等、他の行政手段では目的が達成できないこと

4. 附属機関の名称

法令等に定めのある場合その他特別な事情がある場合を除き、附属機関を設置する場合は、その名称に「審議会」、「審査会」、「調査会」、「委員会」、「協議会」のいずれかの表現を用いることとします。

5. 委員の選任等

附属機関の委員の選任に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとします。

- (1) 幅広い年齢層の中から、適切な人材を選任すること
- (2) 市政に対する市民の幅広い意見の反映を図るため、法令等に定めのある場合その他特別な事情がある場合を除き、委員の一部を公募により選任するよう努めること
- (3) 委員の任期は、次に掲げる場合を除き原則として1期2年以内とすること
 - ア 法令（条例を含む。）の規定により、委員の資格に関し特別の条件が付されている場合、その他委員の選任につき選択の余地がない場合
 - イ 審議等を行う事項に関し、高度に専門的な知識又は卓越した能力を有する委員である場合、その他市長が特別の事情があると認める場合
- (4) 法令等に定めのある場合等、特に必要がある場合を除き、原則として市職員を附属機関の委員に任命しないこと

6. 委員の委嘱等

委員の委嘱又は依頼に当たっては、その任期の始期及び終期を明確にするものとします。

7. 公募委員の募集、選考等

附属機関の公募委員の選任に当たっては、国及び地方公共団体の議員又は公務員でない者を対象とし、附属機関の設置等の目的、任期、応募資格、会議開催回数、報酬、選考方法等を明らかにしたうえで、多様な広報媒体を通じて広く市民に周知するものとします。

また、選考に当たっては、応募者から必要事項を記載した書面等の提出を受け、公正な選考を行うものとし、公募委員の選考を終えたときは、速やかにその結果を応募者に通知するものとします。

8. 附属機関の統廃合

既存の附属機関のうち、法令等により設置が義務付けられているものを除き、次のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合するものとします。

- (1) 既に設置目的を達成したもの
- (2) 社会情勢又は市民ニーズの変化等により、必要性が低下したもの
- (3) 設置目的や構成委員が他の附属機関等と類似しているもの
- (4) その他行政の効率化、経費削減の観点から見直すことが望ましいもの

9. 事前協議等

課室所等の長は、次のいずれかに該当する場合には、2か月前までに経営企画課長と協議するものとします。

- (1) 新たに附属機関を設置する場合
- (2) 既存の附属機関の名称、報酬等の額、定員、任期を変更する場合
- (3) 附属機関を廃止又は統合する場合

10. 運営状況等の調査

経営企画課長は、必要に応じ、附属機関の運営等の状況について調査を行うものとし、調査結果に基づき、附属機関の運営の適正化に努めるものとします。